

令和4年度税制改正(地方税)の概要について

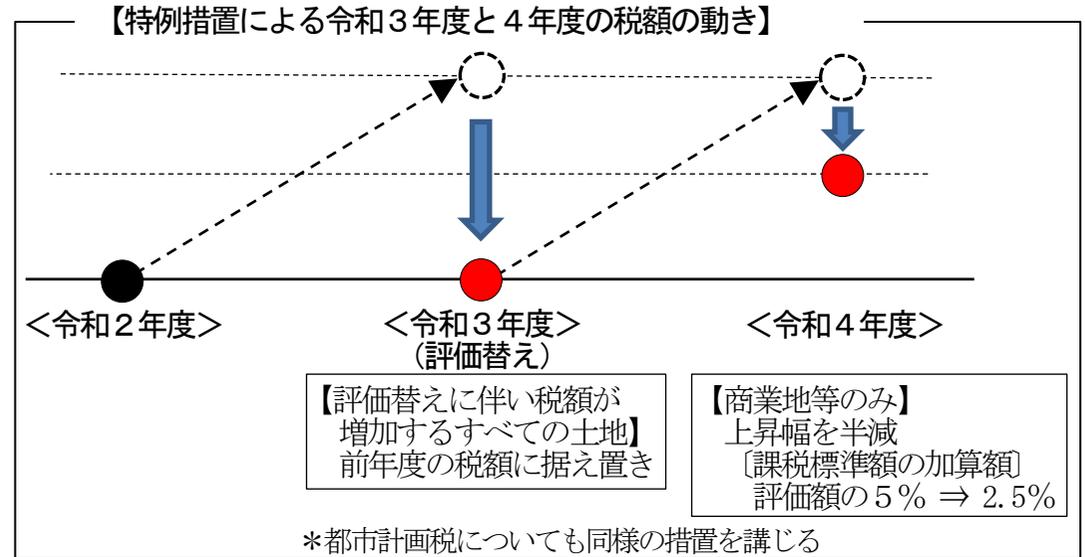
1 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の特例措置

- 景気回復に万全を期すため、税額が増加する商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、税額の上昇幅を半減させる措置を講じる。

◎ 税負担軽減措置

- 新築住宅に係る税額の減額措置について、2年延長する。



2 個人住民税

◎ 住宅ローン控除の特例の延長

- 所得税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による減収については、全額国費で補填する。

3 納税環境整備

◎ 地方税務手続きのデジタル化

- eLTAX (地方税のオンライン手続きのためのシステム) を通じた電子申告・申請や電子納付について、すべての手続き・税目に拡大するほか、納付手段を拡大する。